

埼玉県青少年健全育成条例に基づく不利益処分基準

〔平成31年4月1日施行〕
〔県民生活部長決裁〕

1 目的

この基準は、埼玉県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第3条第11号に規定する有害役務営業に関し、条例第17条の4から第17条の7までの規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）が行われたときに、知事が条例第17条の8第1項の規定に基づく違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる場合及び条例第17条の8第2項の規定に基づく有害役務営業の停止を命ずる場合における量定等の基準を定める。

2 用語の意義

この基準で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

3 処分手続

不利益処分に係る手続きは、原則として埼玉県行政手続条例の規定に従ってこれを行うものとする。

ただし、埼玉県青少年健全育成審議会への諮問については、条例の定めによる。

4 条例第17条の8第1項の規定による命令

(1) 違反行為の確認

違反行為は、埼玉県警察本部から通報があったとき又は条例第26条の規定による立入調査等により明らかになったときに、知事が確認したものとする。

(2) 不利益処分の対象要件と不利益処分の内容

不利益処分の対象要件	不利益処分の内容
ア 青少年を客に接する業務に従事させたという実態が明らかであるとき 【第17条の4第1項第1号及び第2項第1号】	・ 青少年を客に接する業務に従事させないように命ずること
イ 青少年を営業所又は受付所に客として立ち入らせたという実態が明らかであるとき 【第17条の4第1項第2号及び第2項第2号】	・ 青少年を客として立ち入らせないように命ずること

<p>ウ 青少年を客としないよう指導したにもかかわらず、その指導に従わないとき 【第17条の4第2項第3号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年を客としないよう命ずること
<p>エ 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう、若しくは有害役務営業の客となるよう勧誘したという実態が明らかであるとき 【第17条の5第1号及び第2号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に対する勧誘を行わないよう命ずること
<p>オ 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物を頒布しないよう指導したにもかかわらず、その指導に従わないとき 【第17条の5第3号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に対して、宣伝文書等を頒布しないよう命ずること
<p>カ 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう、若しくは客となるよう青少年に勧誘させたという実態が明らかであるとき 【第17条の5第4号及び5号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に勧誘行為をさせないよう命ずること
<p>キ 宣伝文書等を青少年に頒布させたという実態が明らかであるとき 【第17条の5第6号】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣伝文書等の頒布を青少年にさせないよう命ずること
<p>ク 営業所又は受付所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をするよう指導したにもかかわらず、その指導に従わないとき 【第17条の6第1項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が客として立入ってはならない旨を表示するよう命ずること
<p>ケ 広告又は宣伝の際に営業所への青少年が立入ってはならない旨及び受付所への青少年の立入りを禁止する旨並びに客となることを禁止する旨を明らかにするよう指導したにもかかわらず、その指導に従わないとき 【第17条の6第2項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が客として立入ってはならない旨を表示するよう命ずること ・ 青少年が客となってはならない旨を表示するよう命ずること
<p>コ 従業者名簿を備え付け、又は規則で定める事項を記載するよう指導したにもかかわらず、その指導に従わないとき 【第17条の7】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者名簿を備え付け、又は規則で定める事項を記載するよう命ずること

5 条例第17条の8第2項の規定による命令

(1) 対象要件

上記4により必要な措置等を命じたにも関わらず、当該有害役務営業者が当該命令に従わなかったとき。

(2) 量定の区分

ア 営業停止命令の量定基準

営業停止命令は、それぞれ処分事由ごとに基準期間、長期、短期の量定を定めた別表の「量定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

イ 併合違反の量定（違反行為が2以上行われた場合の量定）

違反行為が2以上行われた場合は、一つの営業停止を行うものとする。

この場合の量定は、該当する違反行為のうち最も長い量定区分の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、それらの処分事由について定めた量定の短期が最も長い量定の短期とする。

ただし、その長期は、該当する量定の長期を合計した期間及び条例で定めた期間を超えることができない。

ウ 観念的競合違反の量定（一つの行為が2以上の違反行為に該当する場合の量定）

2以上に該当する一つの違反行為について営業停止命令を行う場合の量定は、該当する量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

エ 常習違反の量定（常習的な違反行為に対する量定）

最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し、営業停止を行う場合は、当該違反行為について、5(2)アからウまでに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数に2を乗じて得た期間を長期及び短期とする。

ただし、その長期は6月を超えることができない。

(3) 営業停止命令に係る期間の決定

営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表の「量定基準」に定める「基準期間」（5(2)イからエにより修正した場合にはその「基準期間」による。）とし、次の事由がある場合は、情状により「長期」又は「短期」の量定（5(2)イからエにより修正した場合にはその「基準期間」による。）の範囲内において加重し、又は軽減する。

ア 処分を加重すべき事由

(ア) 最近3年間に営業停止命令を受けていること

(イ) 違反行為の態様が著しく悪質であること

(ウ) 従業者の大多数が処分事由に係る法令違反等の行為に加担している

こと

- (I) 県民からの苦情等が多数あること
- (オ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと
- (カ) 16歳未満の者の福祉を害する違反行為であること
- (キ) その他、埼玉県青少年健全育成審議会が処分を加重すべきと認められる事由があること

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて処分事由に係る法令違反等の行為を行ったこと
- (イ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反等の行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと
- (ウ) 具体的な営業の改善措置を自主的かつ速やかに行っていること
- (エ) その他、埼玉県青少年健全育成審議会が処分を軽減すべきと認める事由があること

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表

量 定 基 準

番 号	違 反 行 為	関 係 条 文	区 分
1	青少年を客に接する業務に従事させることの禁止違反に対する処分違反	第17条の4第1項第1号及び第2項第1号	A
2	青少年を営業所又は受付所に客として立ち入らせることの禁止違反に対する処分違反	第17条の4第1項第2号及び第2項第2号	A
3	青少年を客とすることの禁止違反に対する処分違反	第17条の4第2項第3号	A
4	青少年に対する勧誘の禁止違反に対する処分違反	第17条の5第1号及び第2号	B
5	青少年に対する広告文書等の頒布違反に対する処分違反	第17条の5第3号	A
6	勧誘行為を青少年にさせることの禁止違反に対する処分違反	第17条の5第4号及び5号	B
7	宣伝文書等の頒布行為を青少年させることの禁止違反に対する処分違反	第17条の5第6号	B
8	青少年立入禁止表示義務違反に対する処分違反	第17条の6第1項	C
9	有害役務営業宣伝文書等への明示義務違反	第17条の6第2項	C
10	従業者名簿の備付・保存義務違反	第17条の7	C

基準例

区分	短期～長期	基準期間
A	2月以上6月以下	4月
B	20日以上4月以下	1月
C	5日以上40日以下	14日